

令和7年度 第3回鳥取市景観形成審議会 議事録

1 日 時 令和8年2月10日(火) 9時30分～10時30分

2 場 所 鳥取市役所本庁舎6階 会議室6-5～6

3 出席者

(1) 委員

倉持裕彌委員(会長)、樋口洋子委員、澤田廉路委員、田中静雄委員、伊藤達朗委員、小柴正子委員、稲田宗万委員、石上晋一委員

(2) 事務局

鳥取市都市整備部 山根 陽 一部長

河田耕一次長兼都市企画課長

都市企画課 三谷哲主査兼都市計画係長、大北篤主任、竹内美絵技師

4 議 事 鳥取市景観計画改定の最終案について

5 議事概要

開会

議事 鳥取市景観計画改定の最終案について

(事務局)

※(1)「鳥取市景観計画(改定案)」に対する意見と市の考え方について資料1、2、3を用いて、(2)鳥取市景観計画改定 最終案について資料4、5、6を用いて説明。

(倉持会長)

以上の説明につきまして委員の皆さまからご意見ご質問を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

(伊藤委員)

市の管理している公共の屋外広告物について、仕事上2年に1回程点検に回っていますが、見た目がかなり劣化した看板があり、撤去あるいは意匠変えした方がいいかと思うものが数多くあります。美観的に見ても問題ではないかと思うものが多くありますので、その辺り考えていただけたらと思います。

(事務局)

景観上の立場で言いますと、屋外広告物の表示面が劣化しているものに対して、指導や助言等を行うことは難しいです。一方で、屋外広告物条例では安全点検を義務化し、腐食、劣化等により安全性に問題があるものについては、補修等の指導をしているところです。いずれにしても、景観、屋外広告の立場から、表示面が古くなったものに対して、表示内容を新しいものに変えるといった誘導や施策は、なかなか難しいと思っているところです。

(伊藤委員)

河原や用瀬などの国道沿い、用瀬の流しびなの館の周辺や、河原の土手の周辺に看板があ

り、そういったものが色褪せています。撤去の方がいいのではないかと思うので、点検だけでなくメンテナンスの方も考えていただけたらと思います。費用があることなので大変かとは思いますが、検討をお願いします。

(事務局)

古くなった看板への補助制度は、景観施策としても屋外広告物の施策としてもありません。民間の施設に対して、補助制度ができるかどうかは今の段階では回答が難しいです。

(伊藤委員)

民間ではなく、市の関係の看板です。さじアストロパークや、流しびなの館、河原や佐治の庁舎の辺りにもあります。

(事務局)

失礼しました。市の施設であれば、安全点検を行っていますので、それに合わせて修繕や貼替え等できるかどうかも含め前向きに働きかけをしていきたいと思っています。

(石上委員)

資料1、2、3について確認です。久松地区の町内会等で説明会をされており、おそらくこれは久松山の眺望の観点からされていると思いますが、久松地区だけですか。遷喬や、その隣の醇風地区も関係していると思いますが、他の地区への説明会は考えていますか。

(事務局)

今回久松地区に説明させていただいた理由は、眺望景観の保全の中で13m以下に高さを抑える誘導を示しており、13m以下というのは、3階建て以上で対象となる可能性があるためです。今後、土地、建物に制限がされるような話にもなりますので、制限が強く及ぶところを対象として、久松地区に説明をしています。

その他の遷喬等の地区につきましては、今回の眺望景観形成の保全では25m以下に誘導する地域としており、25mを超える建物は区域の中ではマンション1棟程度しか該当がないため、説明はしていません。

事業者に対しても配慮事項について説明をしていく必要があると思いますので、今後行っていきたいと思っています。

その他にも、景観計画をホームページ等で公開し、それに対して地域の方々から説明を聞きたいといったご意見があれば、積極的に説明をさせていただきたいと思っています。

(石上委員)

少し具体的なこととなりますが、今裁判所の前に空き地ができています。あの周辺にもマンションが建っていますけれども、今回こういった計画ができたことによって、そこでも3階以上のものが建つことはなくなってくるということでしょうか。具体的にどれぐらいまでの高さであれば建てられるのかというのは示されているのでしょうか。

(事務局)

今回景観施策として国道から久松山側のエリアは13m以下に誘導する地域、国道から片原通り側は25m以下へ誘導する地域としております。ただ、13m以下に誘導する区域のす

ぐそばで 25m のものが建ってしまうと、久松山やこれから復元する三階櫓が見えなくなるような恐れもあります。それらについては、宅建協会や建築士会等へ、高さの配慮事項を設けたという説明させていただき、そこから会員の方々にもご説明いただく等展開をしていただきたいと思います。

(澤田委員)

資料 4、P.17 に国府町の特性のところで雨滝について説明がありますが、去年の大災害で、このような写真は撮れないし行けなくなっています。災害によって近づくこともできない。それらの保全されていない景観資源への対応はどう考えていますか。

(事務局)

今回地域ごとに景観資源を示しており、この資源を位置づけることで、各管理者においても適正な維持管理についても求めていくといったところがあります。鳥取市の景観計画ではありますが、この景観を保全するために各事業者、鳥取県にも、早急に復旧をしていただくような取り組みや、各景観資源を記載することで維持に努めていただくといったところで示しています。

(澤田委員)

市道があり、県ではなく市が行うところがあります。他部局かと思いますが、管理者等に対して、意見を言っていないといけないのではないのでしょうか。

(事務局)

雨滝は県と市の管理の部分があるということですので、それらの関係者に対しても、この景観資源を保全するためにより早期な復旧をしていただくという働きかけが必要かと思えます。

(稲田委員)

資料 3 の NO.4 のところに、デジタルサイネージの大きさについての規制緩和という意見と、鳥取市の考え方があります。

市内を走りますと発光型の大きな看板ができております。景観を損なうものとは言いませんけれども、商業主義と、それから景観との兼ね合いについて。背景として、自然景観や歴史的な配慮であるとか、そういったことがあってこの計画がつくられています。ビルや建物の景観と合わせて、デジタルサイネージ、発光型の広告物の規制緩和というのは、具体的には大きさであるとか、発光する明るさなど、景観計画の中でどれほど効果があるのかと。

車を運転してすぐく視界に入ってきます。交通についても、これから高齢化社会を迎えるという厳しい状況になってきて、そういったところを考えると、大きさについても緩和というのいかなものかというのが意見です。

(事務局)

今回の都市計画審議会での意見は、具体的な事例で申し上げますと湖山街道沿いについて、都市計画上の用途地域で言えば工業地域、準工業地域ではありますが、店舗があり、土地利用が商業的な要素を持っているところがあります。実際に商業的土地利用がされている

る地域であれば、緩和をして、もう少し大きいものでも設置できるようにならないかといったご意見でした。

鳥取市の発光可変表示式広告物の手引きでは、商業地域であれば 30 m²まで設置ができ、その一方で工業地域や住宅系の地域に対しては面積を制限しています。設置できる面積を商業系の 30 m²にできないかといったご質問でしたので、今後面積の緩和について検討していきたいと考えているものです。

(田中委員)

先程澤田委員から雨滝の件がありましたが、とりあえず今復旧に向かってしていると聞いています。雨滝は滝が多くあり、本滝以外にもいろいろな滝があって、すごくいいところなので皆さんに来ていただくために一生懸命頑張っているようです。

(澤田委員)

復旧はいつ頃になりますか。

(田中委員)

復旧時期は分かりませんが、滝の中は落石で堆積し、昔の滝のイメージとは少し変わり滝つぼがなくなったようです。将来的にはきれいにしたいといった想いもあるようなので、これから事業にも関わっていくと思いますので、ぜひ完成したら来てください。

それと、以前に景観マップのようなものをつくる、地域の素晴らしいところをターゲットにして、見る位置の景観マップといった話があったような気がしますが。それは完成したのでしょうか。

(事務局)

主要な展望地マップは、改定に合わせて3月中を目処に作成したいと思っています。

(田中委員)

また、審議会でも見られるのでしょうか。

(事務局)

マップはWEBでお示ししようと思っています。資料4のP.67の地図のようなイメージをしており、足跡マークのところをクリックすると写真やコメント、説明が見られるようにしたいと思っています。

補足ですが、資料6、概要版P.5の下部に「鳥取市 主要な展望地マップ」と検索してくださいという内容と、QRコードのサンプルを載せています。基本的には、「鳥取市 主要な展望地マップ」と検索していただければ、鳥取市のホームページで閲覧ができるように進めているところです。

(樋口委員)

計画の中に鳥取砂丘があり、リゾートホテルが建築されるという話が数年前からあります。砂丘自体が国立公園になっていて、様々な規制もあり、近隣住民の方からのお声もあり、土地が県の所有なのか市の所有なのか、様々なことが錯綜していると思います。

国の景観法制定といった大きな枠から市の条例もあり、そういった大規模な開発、様々な

権利、規制等が関わってきたときに、今後の鳥取砂丘の観光化についてはどのようになるでしょうか。いわゆる観光地化を図っていると思いますが、ホテルができて終わりという訳ではなく、周りの施設、道路の整備、それらも付随しての誘致だったと思います。

そういう横、縦の繋がり、調整がなされないと、いろいろな方の意見も取り入れられなかったり、またホテルは民間ですので、建物、開発に対して、国、行政主導というのが難しいのかと思っています。

(事務局)

リゾートホテルが建設される国立公園内について、自然公園法の制限がある中で、自然公園法が景観法より上位法令といったところもあり、国立公園内の建築等で自然公園法の特定の許可を受ければ、景観法に基づく届出は適用除外になるといった整理がされています。

これからの観光地化については、商工会議所との意見交換をさせていただいています。鳥取に来られても、そのまま帰ってしまう、日帰りが多くなっているところもあり、滞在できる観光地化を目指しています。鳥取に来られた方が砂丘を見て、カニを食べて、鳥取城跡などを見て宿泊をしていただく、滞在ができる観光地への磨き上げといったところも今取り組んでいるところです。

(倉持会長)

ありがとうございます。その他いかがでしょう。なければ以上ということになりますがよろしいでしょうか。

それでは、本日予定していた審議の案件は終了しました。事務局にお返しします。

(事務局)

今回、議題には載せていませんが、前回の審議会で、鳥取市公共事業景観形成指針の策定について説明をさせていただきました。今回の審議会以案をご提示する予定としておりましたが、庁内会議でも話し合いがなかなか難しいところがあり、今回の審議会には間に合っていない状況です。

今一度話し合いをし、次回以降の景観形成審議会の中で、指針の中身についてご審議いただきたいと思っておりますので、また次回以降もよろしく願いいたします。

倉持会長、議事の進行ありがとうございました。

本日の審議会につきましては、議事録を作成し、発言内容等を会長にご確認をいただいた上で、市のホームページの方に掲載することとしております。

委員の皆様には、鳥取市景観計画の改定に当たりまして、2年間にわたりご審議をいただき、本当にありがとうございました。3月中に計画の改定公表を行い、委員の皆様へ冊子を送付させていただきたいと思っております。

それでは、以上をもちまして、令和7年度第3回鳥取市景観形成審議会を終了いたします。長時間に渡りありがとうございました。